

相楽東部認知症初期集中支援事業実施要綱

平成 30 年 3 月 28 日

要 綱 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 2 項第 6 号の規定により、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の環境で暮らし続けることができるよう早期診断・早期対応に向けた支援（以下、「支援事業」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 実施主体は相楽東部広域連合とする。ただし、広域連合長は、支援事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができる。

(対象者)

第 3 条 支援事業の対象者（以下「訪問支援対象者」という。）は、原則として在宅で生活する 40 歳以上の認知症の者又はその疑いのある者で、次の各号のいずれかの基準に該当するものとする。

- (1) 医療サービス若しくは介護サービスを受けていない者又は中断している者で以下のいずれかに該当するもの
 - ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
 - イ 継続的な医療サービスを受けていない者
 - ウ 適切な介護サービスに結びついていない者
 - エ 介護サービスが中断している者
- (2) 医療サービス又は介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

(認知症初期集中支援チーム)

第 4 条 前条に規定する訪問支援対象者に対する初期の支援を包括的かつ集中的に行い、自立生活のサポートを行うため、認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を置く。

2 支援チームは、次に掲げる 2 名以上の専門職及び 1 名の専門医をもって構成する。

- (1) 専門職は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - ア 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士、介護支援専門員又はこれらに準ずる者であり、かつ、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有すると広域連合長が認めたもの。
 - イ 認知症ケア又は在宅ケアの実務・相談業務等に 3 年以上携わった経験がある者。
- (2) 専門医は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者その他これに準ずる者とする。
 - ア 日本老年精神医師会又は日本認知症学会の定める専門医であること。
 - イ 認知症疾患の鑑別診断を主たる業務とした臨床経験を 5 年以上有する医師であること。

(事業内容)

第5条 支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域住民並びに関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）に対する支援チームの役割及び機能についての広報活動、協力依頼その他の普及啓発活動
- (2) 次に掲げる認知症初期集中支援活動
 - ア 訪問支援対象者の把握
 - イ 訪問支援対象者の情報収集及び観察並びに評価
 - ウ 初回訪問時の支援
 - エ 支援チーム員会議の開催
 - オ 初期集中支援の実施
 - カ 関係機関等との連携
 - キ 記録等の保管

(認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置)

第6条 支援チームと関係機関等との一体的な支援事業の推進を図るため認知症初期集中支援チーム検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 検討委員会は、支援チームの活動のうち次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 支援チームの設置に関すること。
- (2) 支援チームの活動状況に関すること。
- (3) その他支援チームの活動について必要な事項に関すること。

(秘密保持の義務)

第7条 支援事業に従事する者は、正当な理由なく、支援事業に関して知り得た情報を他に漏らし
てはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 支援チームの庶務は、相楽東部広域連合総務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、広域連合長及び構成
町村長が協議して別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。